

山形県水産業成長産業化支援事業

水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図る取組みを募集します

【募集期間】令和3年7月1日（木）～令和3年8月31日（火）

1 応募資格

本事業の実施主体は、次に掲げる要件を満たす法人、個人、団体又はグループ(3人以上に限る。但し漁業士又は中核漁業者を含む場合は2人以上とする)とする

- (1) 県内に住所又は本拠地を有すること
- (2) 事業を完遂する見込みがあり、将来とも継続的に活動が見込まれること
- (3) 団体又はグループにあっては団体の意思を決定する体制が明らかであり、会計経理が明確であること

※漁業士：県内漁業の中核となる漁業者として県知事が認定した漁業者

※中核的漁業者：漁村又は水産都市の関係事業者で構成する広域水産業再生委員会で作成された計画（広域プラン）の中で位置づけられた漁業者

2 対象となる事業

本事業の事業内容は、山形県水産業振興計画に掲げた「持続可能な海面漁業の基盤整備」「海面漁業の成長産業化に向けた経営基盤強化」「持続可能な内水面漁業・養殖業の振興」「県産水産物の利用拡大」「安全・安心で健全な水域環境の確保と活用」のいずれかに取り組むほか、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 水産業の振興と地域活性化に向けた取組みであること。
- (2) 地域資源を活用した付加価値の創出や向上（生産性の向上を含む）に結び付く取組みであること。

3 補助金の額

本事業における補助金の額は、次のとおりとします。

	漁業を営む法人 団体又はグループ	個人 一戸一法人（原則として世帯員のみ で構成される法人）を含む	企業（法人）
1 国の補助金の交付を受けない場合			
県	補助対象経費の 1/3以内 (上限：4,000千円)	補助対象経費の 1/3以内 (上限：2,000千円)	補助対象経費の 2/10以内 (上限：1,000千円)
市町村	補助対象経費の 1/6以上 (上限：2,000千円)	補助対象経費の 1/6以上 (上限：1,000千円)	補助対象経費の 1/10以上 (上限：500千円)
2 国の補助金の交付を受ける場合（※補助金額は10割を超えないものとする）			
県	補助対象経費の 2/10以内 (上限：30,000千円)	補助対象経費の 2/10以内 (上限：4,000千円)	
市町村	補助対象経費の 1/10以上 (上限：4,000千円)	補助対象経費の 1/10以上 (上限：2,000千円)	

4 想定事業

持続可能な海面漁業の
基盤整備

- 栽培漁業や内水面資源造成の推進（アワビ放流方法の改良、産卵場造成など）
- 漁港施設の機能強化

海面漁業の成長産業化
に向けた経営基盤強化

- 新規漁業就業者の確保のための漁船整備（中古船）
- 漁業のトップランナーの育成のための漁船整備
- 漁業者による加工施設整備（冷凍機、真空包装機など）
- 活魚出荷による高付加価値化（ポータブル蓄養ユニットの導入）

持続可能な内水面漁業・
養殖業の振興

- ニジサクラ等の養殖生産体制の強化のための設備整備（冷凍機など）
- 内水面漁業の担い手確保に向けた人材育成

県産水産物の利用拡大

- 団体による「新しい生活様式」に対応した加工施設整備
- 鮮魚店、飲食店による魚食普及

安全・安心で健全な水環
境の確保と活用

- 安全な操業環境の整備（無線機など）

5 スケジュール

8月31日（火）まで事業募集

7月下旬
審査会

7月下旬
採択

9月上旬
審査会

9月上旬
採択

9月下旬
交付申請

9月下旬
交付決定

6 応募に必要な書類

◆事業実施計画（実施要領別記様式第1号）

◆その他計画の詳細が分かる資料等（導入予定機器のカタログ、見積書等）

※ 県ホームページに実施要領、公募要領（応募に必要な様式）等を掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。

ホーム>>産業・観光・しごと>>水産>>「令和3年度山形県水産業成長産業化支援事業」の募集

7 提出先

上記書類を事業の活動拠点が所在する市町村に提出してください。

【お問い合わせ先】

山形県農林水産部水産振興課 山形市松波二丁目 8-1 電話 023-630-2478